

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第109号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項(1)及び(8)中「又は第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改め、同表4の項中「又は第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

告 示

北海道告示第797号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 132台
- 2 落札を決定した日
平成20年12月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
8,177,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年11月11日付け北海道告示第710号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

目 次

規 則

○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（建設部総務課） 35

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務業務センター） 35
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課） 36
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 36
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 36
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 36
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 36
- 建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課） 37
- 道路の供用の開始……………（道路課） 37
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 37
- 河川予定地の指定の一部改正……………（河川課） 37

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定（4件）……………（河川課） 37

道議会告示

○北海道議会会議規則の一部を改正する規則…………… 38

道人事委員会規則

- 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 38
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 38

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 40

規 則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年12月12日、深川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第799号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町字俵橋1644の29・1644の33（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町字俵橋1644の29・1644の33（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字森川町317の90
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ555の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 広尾郡広尾町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 広尾郡広尾町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第803号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成20年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成20年12月12日

2 処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社和泉製作所 和泉 光彦

(2) 主たる営業所の所在地 旭川市永山町8丁目23番地1

(3) 建設業の許可の番号 (般-16、特-17) 上第4507号

3 処分の内容

(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

(2) 営業停止の期間 平成20年12月24日から12月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

上記の者が建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当した。

北海道告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ
路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 嘉多山美幌線 網走郡美幌町字美禽46番1地先から 平成20.12.24
網走郡美幌町字美禽4番2地先（一般国道39号交点）まで

北海道告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等の重複区間
北見端野美幌線 北海道網走土木現業所	網走郡美幌町字美禽177番22地先から 網走郡美幌町字美禽2番2地先（一般国道39号交点）まで	前	14.50mから 42.36mまで	296.00m	一般国道39号 重複L=107.00m
		後	21.07mから 42.36mまで		一般国道39号 重複L=96.00m
白滝原野白滝停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町字白滝945番1地先から 紋別郡遠軽町字白滝817番1地先（一般国道333号交点）まで	前	10.90mから 13.00mまで	621.26m	一般国道333号 重複L=19.18m
		後	12.75mから 15.10mまで		一般国道333号 重複L=19.18m

北海道告示第806号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川当別川の項図面の欄中「第4号図」を「第4号図の2」に改める。

公

表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川石狩川水系江丹別川及び比布川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川石狩川水系富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川及び西達布川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び富良野出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川天塩川水系剣淵川、犬牛別川及び温根別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び士別出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川十勝川水系利別川及び足寄川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道帯広土木現業所事業部治水課及び足寄出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

道 議 会 告 示

北海道議会告示第3号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。

平成20年12月24日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
第121条第2項中「速記法」の次に「その他議長が適当と認める方法」を加え、「速記する」を「記録する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1172

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

第2条の2 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1173

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける者（第3条関係）

職員の 区 分	職務の級 号 俸	1	2	3	4
		級	級	級	級
		円	円	円	円

再任用職員以外職員	1から4まで	3,900	4,200	8,400	13,500
	5から8まで	4,100	4,500	8,800	13,800
	9から12まで	4,200	4,700	9,100	14,100
	13から16まで	4,400	5,000	9,800	14,400
	17から20まで	4,700	5,200	10,100	14,800
	21から24まで	4,900	5,500	10,400	15,100
	25から28まで	5,100	5,800	10,700	15,300
	29から32まで	5,400	6,000	11,100	15,500
	33から36まで	5,600	6,200	11,400	15,800
	37から40まで	5,800	6,600	11,700	15,900
	41から44まで	6,100	7,100	11,900	15,900
	45から48まで	6,300	7,400	12,200	15,900
	49から52まで	6,600	7,700	12,600	15,900
	53から56まで	6,800	8,300	12,900	
	57から60まで	7,000	8,600	13,200	
	61から64まで	7,200	8,900	13,500	
	65から68まで	7,400	9,600	13,700	
	69から72まで	7,700	9,900	14,000	
	73から76まで	7,900	10,200	14,200	
	77から80まで	8,100	10,500	14,400	
	81から84まで	8,200	10,800	14,600	
	85から88まで	8,400	11,100	14,800	
	89から92まで	8,500	11,400	14,900	
	93から96まで	8,700	11,600	15,100	
	97から100まで	8,800	11,800	15,100	
	101から104まで	9,000	12,200	15,100	
	105から108まで	9,100	12,400	15,100	
	109から112まで	9,200	12,600		
	113から116まで	9,200	12,900		
	117から120まで	9,400	13,100		
121から124まで	9,500	13,300			
125から128まで	9,600	13,400			
129から132まで		13,600			
133から136まで		13,700			
137から140まで		13,900			
141から144まで		14,000			
145から148まで		14,100			
149		14,100			

再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900
-------	--	-------	-------	--------	--------

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

別表第2 高等学校教育職給料表の適用を受ける者(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員	1から4まで	3,900	5,000	10,100	13,500
	5から8まで	4,100	5,200	10,400	13,800
	9から12まで	4,200	5,500	10,700	14,100
	13から16まで	4,400	5,800	11,100	14,400
	17から20まで	4,700	6,000	11,400	14,800
	21から24まで	4,900	6,200	11,700	15,100
	25から28まで	5,100	6,600	11,900	15,300
	29から32まで	5,400	7,100	12,200	15,500
	33から36まで	5,600	7,400	12,600	15,800
	37から40まで	5,800	7,700	12,900	15,900
	41から44まで	6,100	8,300	13,200	15,900
	45から48まで	6,300	8,600	13,500	15,900
	49から52まで	6,600	8,900	13,700	15,900
	53から56まで	6,800	9,600	14,000	
	57から60まで	7,000	9,900	14,200	
以外職員	61から64まで	7,200	10,200	14,400	
	65から68まで	7,400	10,500	14,600	
	69から72まで	7,700	10,800	14,800	
	73から76まで	7,900	11,100	14,900	
	77から80まで	8,100	11,400	15,100	
	81から84まで	8,200	11,600	15,100	
	85から88まで	8,400	11,800	15,100	
	89から92まで	8,500	12,200	15,100	
	93から96まで	8,700	12,400		
	97から100まで	8,800	12,600		
101から104まで	9,000	12,900			
105から108まで	9,100	13,100			
109から112まで	9,200	13,300			

職 員	113から116まで	9,200	13,400		
	117から120まで	9,400	13,600		
	121から124まで	9,500	13,700		
	125から128まで	9,600	13,900		
	129から132まで	9,700	14,000		
	133から136まで	9,800	14,100		
	137から140まで	9,900	14,100		
	141から144まで	9,900			
	145から148まで	10,100			
	149から152まで	10,200			
153	10,300				
再任用 職員		6,300	7,700	10,100	12,900

備考 「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第329号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成20年12月25日から施行する。

平成20年12月24日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

別表北見方面興部警察署の項中

「

沙 留	同 字 沙 留112番 地 の 1
-----	-------------------------

」 を 「

沙 留	同 字 沙 留405番 地 5
-----	-----------------------

」 に改める。